

国民健康保険被保険者に対する新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について

令和2年4月28日

市 民 部

1 趣旨

国の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」を受け、給与等の支払いを受けている国民健康保険被保険者（以下「被用者」という。）に対して傷病手当金を支給するため、盛岡市国民健康保険条例の一部を改正し、規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 傷病手当金の支給要件

市条例に国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第58条第2項に基づき傷病手当金の支給に必要な要件を規定する。

ア 対象者

被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者又は発熱等の症状があり感染が疑われる者

イ 支給対象となる日

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日以後の労務に服することができない期間のうち、労務に服することを予定していた日

ウ 支給額

直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除して得た額の3分の2の額[※]に支給対象となる日数を乗じた額

※ 健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の1/30に相当する額の2/3に相当する額を上限とする。

エ 適用期間

上記イ支給対象となる日が、令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属し、療養のため労務に服することができない期間（入院が継続する場合は最長1年6月）

(2) 財源

傷病手当金に係る費用については、令和2年度の国民健康保険の特別調整交付金により、支給額の全額が県を通じて国から支援されることとなっている。

3 施行期日

公布の日

4 その他

- (1) 2 (1) のエ適用期間の規則で定める日は、施行規則を一部改正し、国から示されている令和2年9月30日と定める予定
- (2) 後期高齢者医療にかかる傷病手当金については、岩手県後期高齢者医療広域連合の条例改正後に、専決処分により盛岡市後期高齢者医療に関する条例第2条「市において行う事務」の中に当該支給事務を加える改正を予定
- (3) 事業費は歳入・歳出予算額 1,500千円を4月補正予算に計上